

11 ある日突然、大切な人がいなくなってしまったなら

ワーク 1

(1) あなたの大切な家族の1人が帰宅するはずの時間に帰宅せず、突然いなくなったら、あなたや残された家族はどうすると思いますか。

(2) 「新たな試練」の筆者などの被害者を支援するため、平成15年に新たな法律が施行されました（平成27年一部改正）。次の条文はその法律の一部です。どのような人権侵害の被害者などを支援するための法律だと思いますか。

被害者等の支援に関する法律

(国等の責務)

第三条 国は、安否が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否の確認並びに被害者及び被害者の配偶者等の帰国又は入国のため、最大限の努力をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、帰国被害者等を支援するため、有機的連携の下に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。

4 国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者等の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする。

■ 資料 北朝鮮当局(※)による日本人拉致問題Q & A

Q1 拉致問題って何ですか？

A1 1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮が、多くの日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去りました。（拉致＝本人が望まないのに連れ去ること）

北朝鮮は、長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、2002年9月、金正日（キム・ジョンイル）国防委員長（当時）は、小泉総理（当時）との会談において、初めて日本人拉致を認め、謝罪しました。しかし、拉致された日本人のうち、日本に帰国できたのは5名にとどまっています。

5名以外の拉致被害者についても、政府は、その速やかな帰国を、北朝鮮に対して強く要求しています。

Q2 なぜ北朝鮮は日本人を拉致したのですか？

A2 真相はわかりませんが、これについては、次のような説明があります。すなわち、北朝鮮は、朝鮮戦争の休戦後も、韓国を社会主義化して朝鮮半島を統一しようとしてきました。しかし、当時、韓国人をよそおって北朝鮮から韓国にスパイを送り込むことは難しかったので、日本人をよそおって韓国にスパイを送り込むという方法が考えられました。そこで、日本人を北朝鮮に連れ去った上で、北朝鮮のスパイをその日本人になりすませたり、その日本人を北朝鮮のスパイに日本の習慣や日本語を教える先生にしたりしようとして、日本人を拉致したというのです。

Q3 日本には、拉致被害者は何人いるのですか？

A3 政府が、北朝鮮による拉致被害者として認定したのは17名です。このうち5名は、既に帰国を果たしましたが、残りの12名については帰国できていないままです。また、朝鮮籍の幼児2名が日本国内で拉致されたことも明らかになっています。このほかにも、拉致の可能性を排除できない方々も多くおられ（※）、政府は、認定の有無にかかわらず全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるように、強く求めています。

（※）拉致の可能性を排除できない者として883名（2018年10月1日現在）に関して国内外からの情報収集や捜査・調査を続けています。

Q4 どうなれば、拉致問題が解決したと言えるのですか？

A4 拉致問題の解決には、以下の三つを実現する必要があります。

- ① 全ての拉致被害者の安全を確保し、すぐに帰国させること。
- ② 北朝鮮が、拉致被害者の真相を明らかにすること。
- ③ 北朝鮮が、拉致を実行した者を日本に引き渡すこと。



図画は内閣府拉致問題対策本部ホームページより転載

（※）日本は、朝鮮民主主義人民共和国（通称：北朝鮮）を国家承認していないため、北朝鮮政府を「北朝鮮当局」と表現しています。

「北朝鮮による日本人拉致問題 1日も早い帰国実現に向けて！」政府拉致問題対策本部（平成29年5月）
政府拉致問題対策本部ウェブサイト 北朝鮮による日本人拉致問題 よくわかる拉致問題 より

ワーク 2

拉致問題の概要を知って、拉致被害者の家族の気持ちを考えてみましょう。

(拉致被害に遭ったことがわかるまでの20年間)

(拉致被害に遭ったことがわかってからの20年間以上)

ワーク 3

今日の学習をとおして、拉致問題の解決に向けて私たちにどのようなことができるかを考えてみましょう。

解説11 日本人拉致問題について考えよう

1 ねらい

北朝鮮当局による拉致は、日本の主権と国民の生命に関わる問題であり、早期に解決が望まれる国民的課題であるが、同時に拉致被害者やその家族にとっては重大な人権侵害そのものであり、日本が現在抱えている人権課題の1つである。このワークをとおして拉致問題への関心を高め、私たちにできることについて考えさせたい。

2 進め方

展開例 (50分 3～4人のグループを作る)

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (15分) ① 家族が突然いなくなったらどうするかを想像して書く。(1) ② 「心みつめて(第7集)」(P.19、20)の「新たな試練」を読み、筆者の境遇や思いについて感じたことをグループで意見交換する。 ③ 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」第三条から北朝鮮当局による日本人拉致問題を知り、拉致被害者の家族が日本にいることを知る。(2)	<ul style="list-style-type: none">○ 具体的な場面は生徒それぞれが想像したことにより伝える。○ 「心みつめて(第7集)」(P.19、20)を提示し、短歌で用いられている言葉や下段の記載から筆者のおかれた状況や思いを想像できるようにする。○ ②の意見交換の内容と関連づけて法律が施行されたことを捉えられるようにする。○ 拉致被害者等の支援に関して国や地方公共団体に責務が課せられていることをおさえる。
2 ワーク2 (25分) ① 拉致問題の概要を聞く。	<ul style="list-style-type: none">○ 資料「北朝鮮当局による日本人拉致問題Q&A」や冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」(政府 拉致問題対策本部)の内容を参考にし、拉致問題の概要について説明する。○ 拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や、日本で生活する朝鮮半島につながりのある人々に責任を帰す問題ではないことをおさえる。○ ワーク1②の筆者である横田早紀江さんが短

- ② 拉致被害者の家族の気持ちを想像して書く。

- ③ ワーク2についてグループで意見交換をする。

- ④ いくつかのグループが意見交換した内容を発表する。

3 ワーク3 (10分)

- ① 拉致問題の解決に向けて自分たちにどのようなことができるかを考えて書く。
- ② まとめを聞く。

歌を詠んだのは、横田めぐみさんが拉致被害に遭い、そのことがわからず探していた時期のものであることを確認するとともに、めぐみさんは未だ日本に帰国できておらず、めぐみさんの家族は帰国を願っていることを説明する。

- めぐみさんは昭和52年（1977年）に拉致被害に遭い、家族が拉致だと知ったのはおよそ20年後の平成9年（1997年）であったこと、それから20年間以上経過して現在に至っていることを確認する。

- 「拉致被害に遭ったことがわかるまでの20年間」を想像することが難しい場合は、ワーク1（1）の記述や「新たな試練」を参考にしよう伝える。

- 「拉致被害に遭ったことがわかってからの20年間以上」を想像することが難しい場合は、「心みつめて（第6集）」（P.17、18）の「『遺骨』とともに返された娘の写真を見て」を参考にするとよい。

- 北朝鮮当局に対する非難に主眼を置くのではなく、家族の心の痛みや辛い気持ちに共感できるようにする。

- 拉致被害に遭ったことがわかるまでの20年間と拉致被害に遭ったとわかってからの20年間以上の気持ちを比べて捉えられるようにする。

- ワーク2で拉致問題を知り、被害者家族の心情に寄り添い、思いに共感しようと学習をしたことをふりかえりながら、自分にできることを考えるよう促す。

- ワーク2で生徒から出された意見や記述をもとにまとめる。

- 拉致問題は、様々な人権課題の中で他とは異なる国際的な問題であるために、簡単に解決できない問題であるが、一人ひとりが問題を理解するとともに関心を高め、風化させないことが重要であることを伝える。

- 政府拉致問題対策本部ウェブページの「ビデオメッセージ 横田めぐみさんの御家族メッセージ（4分03秒）」を活用しても効果的である。

3 解説

平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されるとともに、平成23（2011）年4月1日には閣議決定により国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）における人権課題として、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられた。

「基本計画」では、「拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。」としており、「学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する」こととされている。

その一方で、本県には朝鮮半島につながるのがある生徒が在籍していることから、拉致問題を学習することによりこれらの生徒に対する差別、偏見などが生じないように十分に配慮することが必要である。

生徒一人ひとりを大切にするとともに、拉致問題に関心をもち続け、この問題が今後とも風化しないように、次のことに留意しながら指導する。

- 拉致問題は北朝鮮当局による人権侵害行為ではあるが、北朝鮮当局に対する非難に主眼を置くのではなく、人権課題の1つとしてこの問題を捉えられるようにする。
- 拉致被害者やその家族の心の痛みや叫びなどを中心に提起し、その辛い気持ちに共感する心情を育てるようにする。また、拉致問題を学習することにより育まれた共感する心は、他の人権課題について考える際にも大切であるという点に気づくようにし、今後の人権学習に生かす。
- 拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や日本で生活する朝鮮半島につながるのがある人々に責任を帰する問題ではないことをおさえる。また、この点をふまえて、差別や偏見についての学習を深めることも考えられる。

県立高等学校及び中等教育学校には、拉致問題に関する映像作品として、「映画『めぐみ』」、「アニメ『めぐみ』」、「『ただいま』～の声を聞くために～」を配付している。拉致問題を授業で扱う際は、こうした映像作品の活用についても検討するとともに、「人権学習ワークシート集V—人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第14集）—」、「人権学習ワークシート集VI—人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第15集）—」などを参照する。

※北朝鮮による拉致問題の詳細については、政府の拉致問題対策本部のホームページを参照する。

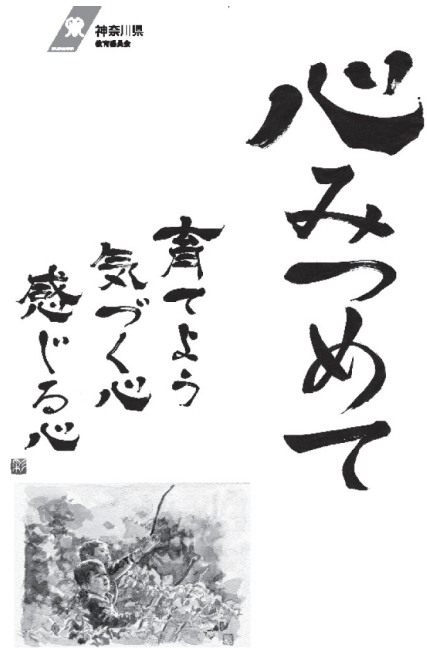
「心みつめて（第7集）」について

「心みつめて」とは、人権教育研修や授業などで活用できるよう、詩、短歌、本の一部等を掲載した読み物資料です。かながわ人権施策推進指針（改訂版）で示された11の分野別施策に関する作品を掲載しています。

平成30年2月発行の第7集には、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」に関する作品として、横田早紀江さんが、行方がわからなくなった横田めぐみさんを思って綴った短歌を掲載しています。

また、平成25年発行の第6集では、遺骨と同時に北朝鮮から返された写真を見た横田早紀江さんの辛く苦しい心情を綴った本の一部を掲載しています。

第7集については、地域の公立学校や全県立学校、社会教育施設などに配付しています。（画像は「心みつめて（第7集）」の表紙）



<引用文献>

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]実践編」文部科学省（平成20年3月）

<参考資料>

政府拉致問題対策本部ウェブサイト

「人権学習ワークシート集V—人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第14集）—」（平成25年2月）

「人権学習ワークシート集VI—人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第15集）—」（平成28年2月）

「人権学習のための参加体験型学習プログラム集（第2集）」神奈川県教育委員会（平成27年2月）